

令和 7 年度第 21 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 27 日

担当部・課：保健福祉部介護福祉課〔内線 2445〕

① 件名

石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

介護施設等の整備について、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、県及び市が制定した補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

今般、国において地域医療介護総合確保基金管理運営要領の一部を改正したことを受け、県の交付要綱が改正され、対象事業の追加及び補助単価等の見直し等の改正内容について通知があった。

【目的】

安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するとともに、高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるよう基盤整備を推進するため、国及び県の制度改正に合わせ、本市の要綱を改正するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
(平成 26 年法律第 83 号)

(県) 地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱
石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱
(平成 28 年石巻市告示第 141 号)

〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕

第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち

第 2 節 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実
2 介護予防等の取組を推進する

石巻市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画

第 4 章 施策の展開

基本方針 6 介護サービス基盤の充実

第 1 節 介護サービス基盤の整備・充実

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 26 年 6 月 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布

9 月 (国) 地域医療介護総合確保基金管理運営要領の制定

平成 27 年 7 月 (県) 地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の施行

令和 7 年 9 月 (国) 地域医療介護総合確保基金管理運営要領の一部改正

11 月 (県) 補助単価等の見直しを含めた改正内容に関する通知及び地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の改正

令和 8 年 1 月 令和 8 年度当初予算裁定

⑤ 主な内容

県の改正内容と同様に、石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）のうち、以下の事業について改正する。

No.	事業名	補助対象概要	改正内容
1	都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業	既存の小規模施設を大規模施設へ改修する事業	新規事業の追加
2	中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業	既存の大規模施設を小規模施設へ改修する事業（離島や過疎地域など特定の地域に限る）	新規事業の追加
3	介護施設等の集約・再編支援事業	既存の2つ以上の介護施設を1つに集約する事業	新規事業の追加
4	地域密着型サービス等整備助成事業	新規の介護施設の開設、既存介護施設の改修及び移転	補助単価引き上げ
5	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	新規の介護施設の開設、既存の介護施設増床等に必要な備品等	補助単価引き上げ
6	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	既存の介護施設の個室、多床室をユニットへ改修する事業	補助単価引き上げ

また、消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還について、控除税額が確定した際には市に報告が必要とされているが、補助金申請の際に補助金の額から控除税額を減額して申請している場合又は実績報告の際に補助金の額から控除税額を減額して報告している場合は、報告が必要ないとする条文を加える。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

事業者に対し、施設整備費や開設準備経費を補助することにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備が図られる。

【市財政への負担】

令和7年度当初予算額 57,402千円

令和7年度2月補正後予算額 78,796千円（補助単価の増及び対象事業の追加）

令和8年度当初予算額 94,202千円

（財源）

地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金（県）10／10

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年1月 石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の改正（令和7年度中に実施する事業に係る補助金に遡及適用。県の要綱改正目に合わせ、令和7年11月12日から適用とする。）

2月 市議会第1回定例会に係る予算案について提案

⑨ その他

【別添】

⑤一（1）都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

補助対象事業	補助対象経費
<p>1－2 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業</p> <p>(1) 事業の目的 高齢者人口の増加が見込まれる都市部等において、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等に転換することにより、介護ニーズの増加に対応するための基盤整備を促進することを目的とする。</p> <p>(2) 用語の定義 この1－2において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>ア 都市部等 次に掲げる市町村（特別区を含む。）をいう。 (ア) 65歳以上人口の増加が見込まれる市町村 (イ) (ア)のほか、要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、宮城県知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村</p> <p>イ 小規模な介護施設等 次に掲げる対象施設等をいう。 (ア) 定員29人以下の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。） (イ) 定員29人以下の介護老人保健施設 (ウ) 定員29人以下の介護医療院 (エ) 定員29人以下の養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム） (オ) 定員29人以下のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるに限る。） (カ) 都市型軽費老人ホーム (キ) 認知症高齢者グループホーム (ク) 小規模多機能型居宅介護事業所 (ケ) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 (コ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (サ) 認知症対応型デイサービスセンター (シ) 介護予防拠点（介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・Cや、多様な通いの場を整備す</p>	<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。なお、整備区分については、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 増築（床） 定員29人以下の特別養護老人ホームを30人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。</p> <p>(2) 増改築 定員29人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員30人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</p> <p>※取り壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>(3) 創設（開設） 定員29人以下の介護老人保健施設から定員30人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。</p> <p>※既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>(4) 改修 小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築（床）、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）</p>

<p>る場合を含む。)</p> <p>(ス) 地域包括支援センター</p> <p>(セ) 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ</p> <p>(ソ) 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設</p> <p>(タ) 定員29人以下の介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）</p> <p>ウ 大規模な介護施設等</p> <p>以下に掲げるものをいう。</p> <p>(ア) 定員30人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）</p> <p>(イ) 定員30人以上の介護老人保健施設</p> <p>(ウ) 定員30人以上の介護医療院</p> <p>(エ) 定員30人以上の養護老人ホーム</p> <p>(オ) 定員30人以上のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）</p> <p>(カ) 定員30人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）</p> <p>エ 転換</p> <p>介護ニーズの増加に対応するため、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備をいう。</p> <p>なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該小規模な介護施設等が所在する市町村と都道府県との協議の上、本事業の実施が介護保険事業（支援）計画の達成に資するものと認められる場合 当該小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、市長の判断を得た上で移転を伴う転換を行うこと 	
---	--

も可能である。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンである場合は本事業の対象とはならない。

ただし、次の場合を除く。

- (ア) 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- (イ) 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- (ウ) 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- (エ) 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- (オ) 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

また、小規模な介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う事業を含むものとする。

(3) 事業の対象外経費

本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

ア 土地の買収又は整地に要する費用

イ 設備整備に係る経費

(4) その他

ア 本事業による補助を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該小規模な介護施設等が所在する市町村の長に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別

<p>途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。)。</p> <p>(ア) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名</p> <p>(イ) 現に実施している介護サービス事業等</p> <p>(ウ) 転換後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む。）</p> <p>(エ) 生産性向上に資する計画</p> <p>(オ) 転換後10年間の事業計画</p> <p>(カ) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）</p> <p>イ 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。</p> <p>(ア) 市町村の長が、当該転換を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合</p> <p>(イ) 転換前において、介護職員等処遇改善加算（I）及び介護職員等処遇改善加算（II）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと</p> <p>(ウ) 転換後において、介護職員等処遇改善加算（I）及び介護職員等処遇改善加算（II）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと</p> <p>ウ 本事業において、転換前後的小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、市長が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。</p> <p>エ 転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致するものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、市長が本事業の趣旨に照らして適切と認める場合はこの限りでない。</p>	
---	--

区分	補助単価	単位
都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000千円～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
介護老人保健施設	25,000千円～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
介護医療院	25,000千円～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
養護老人ホーム	2,960千円以内で市長が定める額	整備床数
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000千円～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000千円～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数

⑤-（2）中山間・人口減少地域等におけるダウンサイ징支援事業

補助対象事業	補助対象経費
<p>1-3 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイ징を行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。</p> <p>(2) 用語の定義</p> <p>この1-3において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>ア 中山間・人口減少地域等</p> <p>次に掲げる区域をいう。</p> <p>(ア) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>(イ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島</p> <p>(ウ) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯</p> <p>(エ) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地</p>	<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>なお、整備区分については、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 改築</p> <p>既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</p> <p>※取り壊し費用を対象とすることができる。</p> <p>(2) 改修</p> <p>既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。</p>

<p>(オ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村</p> <p>(カ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島</p> <p>(キ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域</p> <p>(ク) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域</p> <p>(ケ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域</p> <p>(コ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島</p> <p>(サ) 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)第3条第1の規定により指定された水源地域</p> <p>(シ) 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第53号)に定める地域</p> <p>(ア) から(サ)までに掲げる地域を除く。)</p>	<p>イ 大規模な介護施設等</p> <p>次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在(通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると市長が適当と認めるものを含む。以下この1-3において同じ。)するものをいう。</p> <p>(ア) 定員30人以上の特別養護老人ホーム(当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。)</p> <p>(イ) 定員30人以上の介護老人保健施設</p> <p>(ウ) 定員30人以上の介護医療院</p> <p>(エ) 定員30人以上の養護老人ホーム</p> <p>(オ) 定員30人以上のケアハウス(軽費老人ホームA型及びB型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに</p>
--	---

<p>限る。)</p> <p>(カ) 定員30人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）</p> <p>ウ 小規模な介護施設等</p> <p>次に掲げるものをいう。</p> <p>(ア) 定員29人以下の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）</p> <p>(イ) 定員29人以下の介護老人保健施設</p> <p>(ウ) 定員29人以下の介護医療院</p> <p>(エ) 定員29人以下の養護老人ホーム</p> <p>(オ) 定員29人以下のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）</p> <p>(カ) 定員29人以下の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）</p> <p>(キ) 都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム</p> <p>(ク) 1－1 地域密着型サービス等整備助成事業に掲げる対象施設等（(ア)から(キ)までに掲げるものを除く。）</p> <p>エ ダウンサイジング</p> <p>次に掲げるいづれかのために行われる整備であって、補助対象経費の欄で掲げる整備区分に該当するものをいう。</p> <p>(ア) 大規模な介護施設等の定員を1割以上減少させるもの（減少の結果、定員が29人以下となり、小規模な介護施設等になる場合を含む。）</p> <p>(イ) 小規模な介護施設等（ウ 小規模な介護施設等の(ア)から(オ)までに掲げるものに限る。)の定員を1割以上減少させるもの</p> <p>(ウ) 小規模な介護施設等（ウ 小規模な介護施設等の(カ)に掲げるものに限る。)の定員（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については登録定員又は宿泊定員のうち市長が本事業の趣旨に鑑み適當と認めるものをいう。）を減少（定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。）させるもの</p> <p>なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、転換前の定員と転換後の定員</p>	
---	--

<p>(ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。)とを比較して1割以上減少しているかを判断すること。</p> <p>また、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合について、市長の判断を得た上で移転を伴うダウンサイジングを行うことも可能である。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（1-2の（2）エのただし書きに該当する場合を除く。）である場合は本事業の対象とならない。</p> <p>さらに、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下この1-3において「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。</p> <p>(3) 事業の対象外経費</p> <p>本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。</p> <p>ア 土地の買収又は整地に要する費用 イ 設備整備に係る経費</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 本事業による補助を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</p> <p>(ア) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名 (イ) 現に実施している介護サービス事業等 (ウ) ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。） (エ) 生産性向上に資する計画 (オ) 転換後10年間の事業計画 (カ) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み） イ 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。</p>	
---	--

<p>(ア) 市長が、当該ダウンサイ징を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合</p> <p>(イ) ダウンサイ징前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと</p> <p>(ウ) ダウンサイ징後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと</p> <p>(エ) 本事業において、ダウンサイ징前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、市長が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。</p>	
--	--

区分	補助単価	単位
中山間・人口減少地域等におけるダウンサイ징支援事業		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000千円～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000千円～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な介護医療院	25,000千円～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な養護老人ホーム	2,960千円以内で市長が定める額	整備床数
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000千円～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
都市型軽費老人ホーム	2,210千円以内で市長が定める額	整備床数
認知症高齢者グループホーム	15,000千円～41,500千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000千円～41,500千円の範囲で市長が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円以内で市長が定める額	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000千円～41,500千円の範囲で市長が定める額	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円以内で市長が定める額	施設数
介護予防拠点	11,000千円以内で市長が定める	施設数

	額	
地域包括支援センター	1,480千円以内で市長が定める額	施設数
緊急ショートステイ	1,480千円以内で市長が定める額	整備床数
施設内保育施設	14,800千円以内で市長が定める額	施設数
小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
介護老人保健施設	25,000～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
介護医療院	25,000～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
養護老人ホーム	2,960千円以内で市長が定める額	整備床数
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
空き家を活用した整備		
認知症高齢者グループホーム	11,000千円以内で市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		

⑤-（3）介護施設等の集約・再編支援事業

補助対象事業	補助対象経費
<p>1-4 介護施設等の集約・再編支援事業</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>高齢者人口の増加が見込まれる都市部等又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、2以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。</p> <p>(2) 用語の定義</p> <p>この1-4において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>ア 都市部等</p> <p>1-2（都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業）の（2）のアの定めるところによる。</p>	<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>なお、整備区分については、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 改築</p>

<p>イ 中山間・人口減少地域等</p> <p>1-3 (中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業) の(2)のアの定めるところによる。</p> <p>ウ 介護施設等</p> <p>次に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。</p> <p>(ア) 特別養護老人ホーム (当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。)</p> <p>(イ) 介護老人保健施設</p> <p>(ウ) 介護医療院</p> <p>(エ) 養護老人ホーム</p> <p>(オ) ケアハウス (軽費老人ホームA型及びB型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)</p> <p>(カ) 有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)</p> <p>(キ) 都市型軽費老人ホーム</p> <p>(ク) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(ケ) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(コ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>(サ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(シ) 認知症対応型デイサービスセンター</p> <p>(ス) 介護予防拠点</p> <p>(セ) 地域包括支援センター</p> <p>(ソ) 生活支援ハウス</p> <p>(タ) 緊急ショートステイ</p> <p>(チ) 施設内保育所</p> <p>エ 集約・再編</p> <p>ウに掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに1(ウ)(ア)から(カ)に掲げるものについては定員29人以下と定員30人以上でそれぞれ1とする。)と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために市長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、補助対象経費の欄で掲げる整備区分に該当するものをいう。</p> <p>(ア) 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合</p> <p>(イ) 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前</p>	<p>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること (一部改築を含む。)。</p> <p>※1 取り壊し費用も対象とができる。</p> <p>※2 既存の介護施設等を移転 (既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。) して集約・再編を行う事業を含む。</p> <p>(2) 改修</p> <p>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集め・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修 (壁撤去等) を行うもの</p>
--	--

<p>の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同一敷地内のものに限る。）</p> <p>集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適當であると市町村の長が認める区域とすることができます。）とすることとする。</p> <p>なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であつて、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（1-2の（2）エのただし書きに該当する場合を除く。）である場合は本事業の対象とならない。</p> <p>また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下この1-4において「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。</p> <p>(3) 事業の対象外経費</p> <p>本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。</p> <p>ア 土地の買収又は整地に要する費用 イ 設備整備に係る経費</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 本事業による補助を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</p> <p>（ア）事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名 （イ）現に実施している介護サービス事業等 （ウ）集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）</p>	
--	--

<p>(エ) 生産性向上に資する計画 (オ) 転換後10年間の事業計画 (カ) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）</p> <p>イ 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。</p> <p>(ア) 市長が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合</p> <p>(イ) 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと</p> <p>(ウ) 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと</p> <p>ウ 本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、市長が本事業の目的に照らして適當と認める場合はこの限りでない。</p>	
---	--

介護施設等の集約・再編支援事業		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000千円～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000千円～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な介護医療院	25,000千円～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な養護老人ホーム	2,960千円以内で市長が定める額	整備床数
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000千円～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
都市型軽費老人ホーム	2,210千円以内で市長が定める額	整備床数
認知症高齢者グループホーム	15,000千円～41,500千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000千円～41,500千円の範囲で市長が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円以内で市長が定める額	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000千円～41,500千円の範囲	施設数

	で市長が定める額	
認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円以内で市長が定める額	施設数
介護予防拠点	11,000千円以内で市長が定める額	施設数
地域包括支援センター	1,480千円以内で市長が定める額	施設数
緊急ショートステイ	1,480千円以内で市長が定める額	整備床数
施設内保育施設	14,800千円以内で市長が定める額	施設数
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000千円～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
介護老人保健施設	25,000～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
介護医療院	25,000～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
養護老人ホーム	2,960千円以内で市長が定める額	整備床数
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
介護施設等の合築等		
別表第1の1に掲げる施設等を合築・併設する場合	合築・併設を行う上記施設の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる
空き家を活用した整備		
認知症高齢者グループホーム	11,000千円以内で市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		

⑤- (4) 地域密着型サービス等整備助成事業

区分	補助単価		単位
	改正	現行	
地域密着型サービス施設等の整備			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000～ 5,530千円 の範囲で市長が定める額	2,000～ 5,280千円 の範囲で市長が定める額	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000～ 69,200千円 の範囲で市長が定める額	25,000～ 66,000千円 の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な介護医療院	25,000～ 69,200千円 の範囲で市長が定める額	25,000～ 6,6000千円 の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な養護老人ホーム	2,960千円 以内で市長が定める額	2,820千円 以内で市長が定める額	整備床数
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ 5,530千円 の範囲で市長が定める額	2,000～ 5,280千円 の範囲で市長が定める額	整備床数
都市型軽費老人ホーム	2,210千円 以内で市長が定める額	2,110千円 以内で市長が定める額	整備床数
認知症高齢者グループホーム	15,000～ 41,500千円 の範囲で市長が定める額	15,000～ 39,600千円 の範囲で市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ 41,500千円 の範囲で市長が定める額	15,000～ 39,600千円 の範囲で市長が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円 以内で市長が定める額	7,000千円 以内で市長が定める額	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ 41,500千円 の範囲で市長が定める額	15,000～ 39,600千円 の範囲で市長が定める額	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円 以内で市長が定める額	14,100千円 以内で市長が定める額	施設数
介護予防拠点	11,000千円 以内で市長が定める額	10,500千円 以内で市長が定める額	施設数
地域包括支援センター	1,480千円 以内で市長が定める額	1,410千円 以内で市長が定める額	施設数
緊急ショートステイ	1,480千円 以内で市長が定める額	1,410千円 以内で市長が定める額	整備床数
施設内保育施設	14,800千円 以内で市長が定める額	14,100千円 以内で市長が定める額	施設数
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ 5,530千円 の範囲で市長が定める額	2,000～ 5,280千円 の範囲で市長が定める額	整備床数
介護施設等の合築等			
上記に掲げる施設等を合築・併設する場合	合築・併設を行う上記施設の補助単価に1.05を乗じた額	合築・併設を行う上記施設の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる
空き家を活用した整備			
認知症高齢者グループホーム	11,000千円 以内で市長が定める額	10,500千円 以内で市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			

⑤一（5）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

区分	補助単価		単位
	改正	現行	
定員29人以下の地域密着型施設等	1,036千円以内で市長が定める額	989千円以内で市長が定める額	定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては宿泊定員数とする。）
	小規模な介護医療院		
	小規模な介護老人保健施設		
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
	認知症高齢者グループホーム		
	小規模多機能型居宅介護事業所		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所	16,400千円以内で市長が定める額	施設数
	都市型軽費老人ホーム	520千円以内で市長が定める額	定員数
	小規模な養護老人ホーム		
介護予防拠点	施設内保育施設	5,200千円以内で市長が定める額	施設数
	介護予防拠点施設等	124千円以内で市長が定める額	1か所

⑤一（6）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

区分	補助単価		単位	
	改正	現行		
既存施設のユニット化改修	(1) 特別養護老人ホーム (2) 介護老人保健施設 (3) 介護医療院	(1) 「個室→ユニット化」改修の場合 1,480千円以内で市長が定める額 (2) 「多床室→ユニット化」改修の場合 2,960千円以内で市長が定める額	(1) 「個室→ユニット化」改修の場合 1,410千円以内で市長が定める額 (2) 「多床室→ユニット化」改修の場合 2,820千円以内で市長が定める額	整備床数
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修	906千円以内で市長が定める額	865千円以内で市長が定める額	整備床数	